

十和田市内の事業者の皆さんへ

# 新型コロナウイルス感染防止対策経費を補助します

～令和2年度十和田市新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び衛生意識の向上を図るため、十和田市内の事業者等に対し感染拡大防止のための物品購入等に要した経費について補助金を交付します。

## 対象品目

次の(1)か(2)のいずれかを申請できます。

### (1) サーマルカメラ導入事業 (2台まで)

補助額：【上限50万円】 購入及び設置費の2/3の額

補助対象：サーマルカメラ  
(カメラ設置型、ハンディー型、タブレット型)



### (2) 感染拡大防止に向けた物品等購入及び設備導入事業

補助額：【上限5万円】 購入費及び設備導入費の全額

補助対象：



#### ①衛生用品

マスク、フェイスシールド、ペーパータオル、消毒液、ハンドソープ、その他の衛生用品

#### ②物品購入、機器導入費

体温計(非接触型体温計含む)、飛沫感染防止用アクリル板、ベルトパーテーション、ついたて板(パーテーション)、透明ビニールカーテン・シート、ソープディスペンサー、カード決済・電子マネー導入にかかる経費、その他の物品購入・機器導入費

#### ③改修・修繕工事

自動消毒液噴霧器(手指用)、自動水栓への交換、換気扇の設置費、感染対策用の掲示物(業者に発注したもの)、その他の改修・修繕工事

対象  
期間

令和2年4月1日(水)～令和2年11月30日(月)  
に購入及び設備導入した経費が対象となります。

申請  
期間

令和2年7月1日(水)～令和2年12月21日(月)  
※感染拡大防止のため郵送による申請にご協力ください。

## 提出書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 直近の確定申告書類又は住民税申告書類等の控え等の写し  
（法人の場合は法人市民税の申告書の写し）  
※交付申請書の「3 確認事項」にチェックしている場合は省略可
- (3) 事業の許可が必要な業種にあっては、業種に係る営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類の写し  
（事業の許可等を必要としない業種にあっては、店舗又は事業の分かる書類の写し及び店舗の外観写真）
- (4) 対象品目の支払を証明する書類の写し（領収書等）
- (5) 設置状況がわかる写真（対象品目(2)①のみを申請する場合を除く）
- (6) 補助金振込口座の通帳の写し

## よくある質問（Q&A）抜粋

Q1	この交付申請を複数回申請することはできますか。
A1	申請は <b>原則1事業所1回のみ</b> となります。 補助額が上限額に達していない場合でも、残額分の追加申請はできません。 交付申請後に計上漏れがあった場合は、確定通知前であれば一度申請を取り消し、再度申請をすることは可能です。
Q2	申請書はどこで入手できますか。
A2	申請書は <b>十和田市ホームページからダウンロード</b> できるほか、希望者には郵送しますので、お電話にてご連絡ください。（0176-51-6790） その他、 <b>十和田市役所、十和田市保健センター、十和田商工会議所、十和田湖商工会、観光物産センター（AST）、ぷらっとに申請書用紙を設置しております</b> のでご利用ください。なお、十和田市では、事前に対象者を把握できないため、個別通知は行っておりません。
Q3	法人等が複数の事業所・店舗を運営している場合の扱いはどうなりますか。
A3	<b>各事業所・店舗それぞれが本事業の対象</b> となり申請ができます。 申請は事業所ごとの申請でも、 <b>複数分まとめた申請も可能</b> です。 ただし店舗や事業所ごとに営業許可証等（保健所の確認が必要な業種のかたは、開設検査確認済証）の写しが必要です。
Q4	1店舗の中に複数事業所がある場合はそれぞれ対象となりますか。
A4	同一法人、別法人に関わらずそれぞれの事業所が対象となります。

## 申請・問い合わせ先

十和田市新型コロナウイルス感染症特別対策室  
（健康増進課）

〒034-0081

十和田市西十三番町4番37号（十和田市保健センター）

TEL：0176-51-6790 FAX：0176-25-1183

詳しくは  
十和田市ホームページへ

